

会 報

第 7 1 号

練馬西納税貯蓄組合連合会
会 長 町 田 光



令和8年 賀詞交換会（勤労福祉会館）

練馬西納税貯蓄組合連合会
ホームページ

随時更新中



QRコード

目 次	年頭のご挨拶	2	中学生の「税についての作文」.....	5
	令和七年度納税表彰	3	表彰・優秀作品紹介	
	賀詞交換会	3	税務署提供.....	10
	税を考える週間	3	都税だより	11
	納税キャンペーン	3	区税だより	13
	一日税務署長	3	連合会の動き	15
	城西地区協議会	3		

謹賀新年



練馬区長

前川 燿男



練馬都税事務所長

高野 豪



練馬西税務署長

川村 貴史



練馬西納連会長

町田 光

年頭のご挨拶

練馬西納税貯蓄組合連合会

会長 町田 光

新年明けましておめでとうございます。組合の皆様方には、益々のご健勝のうちに新春を迎えられたことと、心よりお慶び申し上げます。

昨年の世相を振り返ってみますと、大阪で55年振りに万博が行われ、当初、赤字や工期遅れが心配された万博ですが夏を境に入場者も増え、結果は大盛況のうちに終わり外国からの多くのお客様も日本の魅力や力を感じたのではないかと思います。

政治でも石破総理から高市さんに変わり、女性初の首相ということで高い支持もあり、今年の活躍に大いに期待したいところです。

またスポーツ界で大谷翔平選手の活躍が素晴らしく二刀流も復活し、ドジャースの二年連続優勝に記憶に新しい事です。納税貯蓄組合連合会も会員の皆様の力、また国、都、区の三税の応援で数多くの事業を展開することができました。

年明けの1月17日勤労福祉会館において組合長会議および賀詞交換会を開催しました。組合会議では、事業報告と今後の予定、また賀詞交換会では、多くの来賓の皆さんに来て頂き松鶴家ぼん様による「マジックショー」で楽しみました。

2月18日には、練馬西管内の校長先生達と税の作文の意見交換会を行いました。貴重な話も出、また三浦教育長にお越し頂き有意義な時間となりました。2月19日、20日に恒例の確定申告時期の広報活動を練馬区の車をお借りして行いました。

5月22日勤労福祉会館において定期総会を行いました。提出した議案は全て可決され、その後は来賓の皆さんらの祝辞を頂きました。二部では「国債から日本の未来を考える」と題しパネルディスカッションを、元練馬西税務署長山元様をお呼びして一時間程行いました。今回は「練馬区報」を使い、一般の方にも参加を呼びかけ4名の方に出席して頂き、白熱の議論になりました。

今後、組合の認知度アップを計る為、区報や多くの媒体を使い、納税活動を知ってもらい、そこから会員を増していかなければと思います。

今年も中学生の「税についての作文」では、応募数が1534偏あり、力作揃いで上部団体でも表彰することができました。12月16日にゆめりあホールにて「税の作品合同表彰式」を盛大に行うことができました。

昨年はこれ以外にも数多くの事業を行ってまいりましたが、組合員様のご協力、関係各位の尽力により無事に滞ることなく終え感謝申し上げます。

今年も「キャッシュレス納付」推進・拡大を一つの柱として納税活動をすすめていきたいと思います。財政問題に加えて、組織の硬直化を考え、人事の若返りを計るなど納税組合の存続にとって不可欠です。

終りにあたり、新しい年を迎えられた皆様方のご健勝とご事業のご繁栄を祈念いたしました。年頭のご挨拶といたします。

令和7年度 納税表彰

令和7年11月13日(木) 練馬西税務署主催の納税表彰式が練馬区立勤労福祉会館にて行われました。

○練馬西税務署感謝状
竜口 博至(監事)

○東京都功労者表彰 10月1日
内堀 満(副会長)

○東京都主税局長表彰 10月29日
金山 友也(副会長)

○練馬都税事務所長感謝状 11月21日
橋本 奈津子(監事)



賀詞交換会

令和8年1月16日(金) 練馬区立勤労福祉会館において令和8年の賀詞交換会を行いました。今年は例年と少し趣向を変えて、賀詞交換会の前に小島 彬(こじま あき)さまによるハーブ演奏会を開催しました。一般の方も含めて約50名の方が美しいハーブの音色を楽しみ、また、演奏後は実際にハーブに触れる貴重な機会もありました。



「税を考える週間」講演会

令和7年11月6日(木) 練馬西税務署長 川村貴史様による特別講演会を開催しました。ご自身が関わってきた業務の話の他、赴任先の思い出などを貴重な資料や写真を見ながら説明していただきました。とても有意義な時間となりました。



納税キャンペーン

令和7年10月23日(木)、西武池袋線大泉学園駅周辺において、高野練馬都税事務所所長をはじめ幹部・若手職員の方々、川村練馬西税務署長をはじめ署幹部の方々、練馬区四本収納課長はじめ区役所の方々、練馬西納税連幹部・青年部・女性部の総勢31名で令和7年納税キャンペーンを実施しました。

「キャッシュレス納付の推進を行っています」「納税キャンペーンを行っています」と呼びかけてPRチラシと共にポールペン・ティッシュなどの配布を納税の法被を着て約1時間ほど行いました。



一日税務署長

令和7年12月18日(木) 練馬西税務署にて、中学生の「税についての作文」練馬西税務署長賞受賞の生徒2名が一日税務署長に就任し、名刺交換・模擬決裁・署長訓示を行いました。一時間ほどの時間でしたが、今後においてもとても貴重な体験をされた時間ではないかと思えます。



城西地区協議会

令和7年10月16日(木) 板橋区立文化会館において令和7年度城西地区協議会が開催されました。

担当の板橋納連 田中会長、東総連 近藤会長の挨拶の後、藍物 板橋税務署長をはじめご来賓のご挨拶があり議題発表にうつりました。各納連が共通課題と自由課題を発表しました。

練馬西納連は「共通課題」と「自由課題」会報誌の今後についての発表をしました。共通課題の発表では各納連それぞれ会員増強や後継者育成について様々な取り組みを聞くことができ大変参考になりました。自由課題ではデジタル化推進の世の中におけるアナログとデジタルのバランスについて会報誌を中心に発表しました。2時間ほどの会議でしたが、大変有意義な会議となりました。



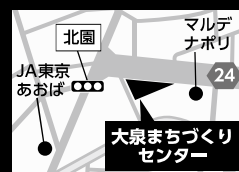


土地の有効活用は おまかせください



株式会社リゾン
大泉まちづくりセンター

東京都練馬区大泉学園町1-2-6-101
TEL:03-3925-0866
FAX:03-5935-6517
MAIL:ooizumi@lizon.co.jp



区民葬儀取扱店・ねりまファミリーパック*

練馬区関町の葬儀屋さん 地元で創業74年

安心の電話相談
— もしもコール —

「もしも…」の時に備えて、お客様の
全ての疑問にわかりやすくお答えします。

24時間受付 お気軽にお電話下さい。

フリーダイヤル

0120-76-0878

www.ozawasousai.com

小澤葬祭

*ファミリーパック会員の方は割引特典が
ご利用いただけます。

《関町本店》

関町北4-1-10

Tel 03-3920-0878

《上石神井店》

上石神井4-4-22

Tel 03-3920-4733

地域とともに ～ 未来へ ～



最も身近で、最も頼りにされる金融機関を目指して

中村橋支店	〒176-0023	練馬区中村北 3-16-11	03-3999-5101
練馬支店	〒179-0074	練馬区春日町 1-15-2	03-3577-0761
大泉支店	〒178-0061	練馬区大泉学園町 7-16-21	03-3978-8011
武蔵関支店	〒177-0052	練馬区関町東 1-21-9	03-5991-4111
土支田支店	〒179-0076	練馬区土支田 4-3-1	03-3922-3663



皆様のお役にたつ

東京信用金庫

中学生の「税についての作文」表彰

令和7年12月16日大泉学園の「ゆめりあホール」にて、練馬西税務署

管内の税務関係団体（練馬西納税貯蓄組合連合会、（一社）練馬西青色申告会、（公社）練馬西法人会、練馬西間税会）の税に関する作品の合同表彰式が実施されました。

当日は練馬西納税貯蓄組合連合会からは上位作品の方にご出席いただき、練馬西税務署長、都税事務所長、練馬区長、区議会議長、教育長から表彰状が渡されました。

中学生の「税についての作文」は本年度十三校から一五三四編もの多数の作品の応募がありました。

このような数多くの応募は、授業時間の確保も大変な中、各中学校の校長先生、諸先生方をはじめ、学校関係の皆様のご協力とご指導の賜物と厚く御礼申し上げます。

受賞者は次の方々です。（敬称略）

☆全国納税貯蓄組合連合会優秀賞

東京学芸大学附属国際中等教育学校
3年 高本 絆菜

☆東京国税局管内納税貯蓄組合連合会長賞

大泉第二中学校 3年 徳元美桃花
英明フロンティア中学校

☆東京納税貯蓄組合総連合会長賞

上石神井中学校 3年 中本 逢結
☆練馬西税務署長賞

大泉第二中学校 3年 加藤 莉帆
大泉北中学校 3年 安斎 佑哉

☆練馬都税事務所長賞

大泉第二中学校 3年 村山 漣
☆練馬区長賞

大泉中学校 3年 保坂 莉央
☆練馬区議会議長賞

石神井中学校 3年 飯島 愛実
☆練馬区教育委員会教育長賞

大泉学園中学校 3年 染谷 木菜
☆練馬租税教育推進協議会長賞

東京学芸大学附属国際中等教育学校
3年 馬淵 真緒

☆練馬西納税貯蓄組合連合会長賞

上石神井中学校 3年 新井田歌音
石神井西中学校 3年 東村咲菜香

石神井南中学校 3年 石井 慎穂
上石神井中学校 3年 林 眞子

大泉中学校 3年 鈴木 愛美
大泉中学校 3年 町田 葵唯

大泉西中学校 3年 宗形 玲那
大泉西中学校 3年 西谷 和夏

☆練馬西納税貯蓄組合連合会優秀賞

関中学校 3年 佐藤みゆう
石神井西中学校 3年 杉森 心

石神井西中学校 3年 竹園 年遥
石神井南中学校 3年 堀 敦皓

石神井南中学校 3年 池田初瑠々
大泉中学校 3年 古淵 千翔

大泉第二中学校 3年 三宅 朱里
大泉西中学校 3年 可児野々花

大泉西中学校 3年 井出 桃花
大泉北中学校 3年 佐藤 咲

大泉北中学校 3年 佐久間由奈
大泉学園中学校 3年 森永 夕渚

大泉学園中学校 3年 奥村 悠里
大泉学園中学校 3年 井上 颯

大泉学園中学校 3年 碓氷 麗
関中学校 3年 碓氷 麗

関中学校 3年 村井 杏吏
東京学芸大学附属国際中等教育学校
3年 川上雄太郎

☆作品募集についての協力が特に顕著な中学校に対する感謝状

大泉学園中学校

優秀作品紹介

☆全国納税貯蓄組合連合会優秀賞

『ふるさと納税のあり方』

東京学芸大学附属国際中等教育学校 三学年

高本 絆菜

私が初めてふるさと納税に触れたのは昨年の十二月にテレビ番組で取り上げられていた時だ。ふるさと納税を行った際に受け取れる様々な返礼品が紹介されていた。さらに調べてみたところ、ふるさと納税を行うと、寄付額から2000円を引いた所得税と住民税から控除されるとのことであつた。そのため、「お得」な部分が強調され、その点に惹かれる人が少なくないようだ。私も最初は「お得だ！ 将来やつてみる！」と思つていた。

だが、深く調べるうちに私は今のふるさと納税は本来の趣旨からずれているのではないかと考えるようになった。そもそもふるさと納税は地方から都市部に移住してきた人が、自身のふるさとに納税できる機会を設け、恩返しできるようにするという趣旨のもと作られた制度のはずだ。それに加え、都市部に人口が集中する中で、過疎が進む地方に活気を取り戻し、都市との財政格差を埋めるために考案されたものでもある。私はその意図は素晴らしいものだと考えている。しかし今ではそれが見失われ、「欲しい特産品がある地域に寄付をする」というのが当然になってしまい、寄付額を上げるための返礼品の人気競争が発生している。

また新たな問題として、都市部での住民税の減収が起きている。ふるさと納税の利用者が増加するにつれ税金が都市部から流出し、本来は都市部のインフラ整備のために使用されるはずの貴重な収収が減少している。私が暮らしている東京都23区の減収額は大きく、総務省が発表しているR7年度課税における住民税控除額上位20団体の中で8区が該当しており、最高額は世田谷区の1234900000円だ。これにより学校など公共施設の管理の予算が確保できないなど、過剰な税の流出は深刻な結果を伴うと考える。

ただし、ふるさと納税のすべてが悪いわけではない。ふるさと納税の意義はあるし、恩返しという形で地方に寄付できる制度は有益なものだと思う。ただそれは今、返礼品という形の見返りを求めるものになってしまっているため、改善が必要だ。返礼品をなくせばこの問題は解消されるかもしれないが利用者の減少にもつながる。そのため、必要なのは意識の変革だと考える。ふるさと納税がもたらす問題点についても周知し、一人ひとりがその点を踏まえて寄付する地域を決めるべきだ。ここは私のふるさとなのだろうか？ 自身の地域で使用される税収を減らしてまで必要なものだろうか？ などの疑問をもつことも大切だ。

ふるさと納税に対し疑問を持ったことは個人的に貴重な経験だった。納税者がみな税金のすべてを深く知るところは難しいかもしれないが、まずは疑問を持ち調べてみることも大切ではないだろうか。そうすることで社会全体の改善に繋がる。あなたのふるさと納税、ほんとうに「ふるさと」に届いていますか？



☆東京国税局管内納税貯蓄組合連合会長賞

『見えない支え、繋ぐ未来』

練馬区立大泉第二中学校 三学年

徳元 美桃花

私の弟は障害者手帳を持っている。この小さな手帳には、医療費の助成や交通機関の割引、日常生活のサポートなど様々な支援が詰まっている。弟もその支援に助けられている一人だ。今までに、水族館や映画館などの施設で割引の制度を利用したことがある。その際、弟本人だけでなく同伴者も割引になることが多かった。私たち家族にとっても負担が軽くなりとても助かる。この支援を利用して一番の変化は、弟の行動範囲が広がったことだ。私は以前よりも弟の顔が明るくなったように感じる。

障がいがある理由で第三者に偏見を持たれたり、差別されるのは許せないことだ。誰もが自分らしく生きていけるように支援というもので、人と社会を繋いでいるように思える。その土台に私たちの税金が活かされていることを、弟の存在をききつかに初めて知った。

税金と聞くと、私は道路の整備や国の防衛、政治のために使われるものだと思つてきた。憲法で決まっているから仕方なく納めるもの、大人だけが気にするものだと感じていた。しかし、弟の支援に税金が使われていることを知ったとき、私は強く心を打たれた。

税金は目には見えないけれど、誰かの困り事を静かに支えている優しさの権化だと思った。弟の笑顔の奥には、多くの人が納めた税金によって支えられている社会の温かさがある。そう考えると、納税はただの義務ではなく、人々を繋げる架け橋の役割を果たしているのだと確信している。

一方、世の中には税金に対して不満を持つ人も多い。ニュースでは、税金に関する不正や無駄使いの話をよく目にする。そうすると国民は税金への不満は募る一方だろう。私も以前まではそう感じていたが、弟の手帳を通して税金の不満など無くなり有難さを実感することができた。だからこそ、私たちは不満を言うのではなく、税金の使い道に関心を持ち、正しく理解しようとする姿勢が大切だ。一人ひとりの税金に対する意識の向上が、よりよい社会をつくる力になり、一層税金は未来を繋ぐ「見えない支え」となるに違いない。

これから私たちが大人になり働き始めると、今まで以上に税金について考えさせられることがあるだろう。私は、納税をただの義務だとは考えず、未来を繋ぐために税金のあり方を意識していきたいと思う。だが、大人になってからは遅い。十五歳の私も、これからの社会を担う一人であり、立派な納税者であるという自覚を忘れずに持ち続けることが必要だ。

私たちが生活していく中で税金がどれほど活用され、日本に暮らすすべての人を救っているのかというのを日々噛み締めていきたい。今後弟が受けている支援の有難さを痛感すると共に、税金は困っている人々を救うことのできる「見えない支え」である事を胸に刻み、私は自分の役割を全うすることにする。



☆東京国税局管内納税貯蓄組合連合会長賞

『気づいてほしかった小さな声』

英明フロンティア中学校 三学年

伊藤 花

クラスには、あまり目立たないけれど、私には気になる友達がいる。普段は静かで、自分の気持ちをあまり外に出さない子でした。

そんな彼女が、ある日突然、私に話しかけてきました。「ちょっと話してもいい？」その声は震えていて私は驚きながらもうなずきました。すると彼女は、ぼつりぼつりと、自分の気持ちを話し始めました。「実は、自分のことが嫌いで、つらいときに自分を傷つけちゃうことがあるんだ」と。クラスでは目立たず、友達も多くないけれど、家に帰っても心は落ち着かないと教えてくれました。誰にも話せず、一人で抱え込んでいたそうです。

私は何と言えはいいのかわからず、ただ「話してくれてありがとう」と伝えました。心の中では、その子がどれだけつらい思いをしているのかが伝わってきて、胸が苦しくなりました。

その日の夜、私は母にその話をしました。母は静かに聞いてくれて、「そんなときに相談できる場所があるんだよ」と教えてくれました。法テラスという、困っている人が無料で法律相談できるところや、心のケアをする施設があること、そしてそれらが税金で運営されていることを知りました。

私は驚きました。税金は道路や学校をつくるためだけに使われていると思つていたからです。でも実際は、目に見えにくいけれど、心に苦しむ人たちの支えにもなっているのだと知りました。困っている人が安心して相談できる場所をつくり、誰かの命や心を守っているのだと思うと、税金の大切さを改めて感じました。学校も同じです。毎日通う教室、給食、図書室、保健室も、先生たちの給料もみんな税金で成り立っています。私たちの生活が安全で安心なものになるように、たくさんの人が税金を納めて支えてくれているのだと思いました。その友達は今も時々つらそうなきががあります。でも、自分の気持ちを話せるように見えます。私も、その子の話を聞けてよかったと思つてます。話してくれたことが、彼女にとって小さな勇気だったのだと思います。

私は将来、弁護士になりたいです。誰にも言えずに苦しんでいる人の声を聞き、法律を使って助

ける仕事がしたいと思うからです。

困っている人がもつと気軽に助けを求められる社会にしたい。そのために、今から勉強をがんばりたいです。

税金は、ただ取られるお金ではなく、誰かの未来や心を守るために使われている大切なものだと知りました。これからも、正しく使われて、困っている人たちの力になってほしいと思います。私はまだ税金を払う立場ではありません。でも、こうして支えられていることに感謝し、いつか自分が社会に役立つ人になりたいです。あの友達の小さな勇気と、税金の大きな支えを忘れずに、これからも前に進んでいきたいと思っています。



☆東京納税貯蓄組合総連合会長賞

『お金より大切なものを残す「相続税」』

練馬区立上石神井中学校 三学年

中本 達結

「税金」と聞いてあなたは何を思い浮かべますか？ 多くの人は真つ先に「消費税」を思い浮かべると思います。ですが他にも「相続税」、「住民税」、「所得税」、「法人税」などと様々な種類の税金が私たちの生活に密接に関係しています。そこで私はその中でも中学生という立場では関係が結び付きにくいように思われる「相続税」について注目してみました。

まず「相続税」の一番の役割は「富の分配」です。それは財産を国に納めることで経済格差が広がらずに防ぎ、ということです。そのおかげでお金や土地を持っている人も税によって支えられ社会全体に再分配されています。こだけ聞くと私たち中学生にはあまり大きく関係していないように聞こえます。ですがその「相続税」として集められたお金が学校や教育費に使われています。例えば教科書無償化や図書館、部活動の環境整備等で、自分や友達が安心して勉強や部活動に

励めるのはそうした税が社会全体に回っているからです。祖父母や親が築いた財産の一部が社会に返ることで「次の世代自分たち」へつながつていくということです。そこで私は三つ気が付いたことがあります。まずは「相続税は大人だけの問題」ではなくすでに中学生である自分たちの生活に影響しているということ、誰かが財産を独り占めするのではなく社会に循環させる仕組みになっているということや「自分の受ける教育や地域の安全も相続税に助けられている」と知ると感謝の気持ちが高まる、ということです。しかし自分の子供に全ての財産を残したいと考える人も少なからずいると思います。そんな考えを越えるメリットというのは「相続税」を納めることで自分の子供も格差のない社会で安心して暮らせる、ということや自分の子供が受けるサービスとして返ってくるので「子供の暮らす未来を良くする投資」というように捉えることができます。だから「財産を減らす」んじゃなくて「子供の未来を守るために回す」と考え納得し、税金を納めることができるのです。

これらのことから今はまだ払う立場ではないですがいずれ大人になれば自分も関わることになってきます。「税を納める＝自分の財産が減る」だけでなく「未来の子供たちへの投資」ということでもあるので中学生である今のうちから「社会全体で支え合う」という考えを持っていきたいです。



★練馬西税務署長賞

『今も、そして大人になっても』

練馬区立大泉第二中学校 三学年

加藤 莉帆

「皆さんが使っている椅子や机、この学校も全て税金で賄われているものなんですよ。」税の作文を書くにあたり、先生が説明してくださったこの言葉は私に大きな衝撃を与えた。そつと机に触

れてみた。こんな身近に税金が使われているものがあるなんて。他には何があるのだろう。どのくらいの費用がかかっているのだろう。様々な疑問が湧いてきた。

家に帰り、私は「中学生一人当たりに使われる税金」について調べてみた。すると中学生は一人当たり年間、約九十七万九千円、約百万円もの税金がかかっているではないか。しかしこれは年間、中学校三年間では約三百万円もかかっていることになる。想像以上の金額にとても驚いた。三百万円があったら何が出来るだろう。車を買ったり家をリフォームしたりすることだってできる。そんな三百万円が私に支払われていたなんて思いもよらないことだった。

この多額の税金が私に支払われていたことを知ってから、私は学校生活で更に意識するようになったことがいくつかある。例えば、机を運ぶときは引きずらないで、なるべく床を傷つけないようにする。また、水道の水は必要最低限だけ出す。学校から借りている道具は丁寧に扱う、など様々なことを意識するようになった。これは自分のせいで無駄な税金が支払われないようにしたいという思いが芽生えたからだ。

私は本当のことをいうと、先生のこの言葉を聞くまで「税金」という言葉を聞くと、国から支払いを強制される面倒くさいもの、そんなネガティブな印象しか持つことができなかった。しかし税金の使われ方について詳しく知った今、私は税金というものは「国に強制されるもの」ではなく「自分たちに払える権利があるもの」。そして、私を今まで助けてくれた、感謝をしなければならぬ存在、そんな印象をもっている。

税金についてみんながどう思っているのかは知らない。税金を批判したり、不満に感じたりすることは自由だ。しかし、少なくとも税金は私達のこれまでの人生、これからの人生の一つの支えになっているということ。税金は、みんながお互いに分かち合い、よりよい社会を作っていくためにあるということ。これだけは全ての人に忘れないでほしい。

顔も知らない人が私のために。私たちが、顔も知らない人たちのために。そんな素敵な税金の相互関係を通して更に日本が豊かになってくれたらと思う。

最後に一つ、私は税金について詳しく知って、

心に決めたことがある。今は消費税しか払うことができないが、大人になったら様々な税金に、「いつもありがとう」と感謝を込めて納税したい。そして胸を張って「税金は素敵なんだ」と言えるような大人になる。

この国の未来のために、希望を届ける一員として。



☆練馬西税務署長賞

『若い世代と税金の関わり』

練馬区立大泉北中学校 三学年

安斎 佑哉

「税金」という言葉を聞いたとき、僕は以前までそれを「大人になったら払うお金」という程度にしか考えていませんでした。働いていない若い世代の僕には関係がないものだと思っていたからです。しかし、学校で税について学んだり、身の回りのものをよく観察してみたりすると、私たちの生活のそばに税金があることに気づきました。そして、若い世代と税金との関わりは思った以上に深く、大切なものであることを考えるようになりました。

まず、僕たちが受けている教育の多くは税金によって支えられています。学校の校舎や教室、教科書や図書館の本、体育館やプールの設備なども税金で整備されています。もし、税金がなければ、これらをすべて家庭の負担だけでまかなう必要があります。教育を受けることはとても難しくなります。また、道路や公園、病院や消防などの公共サービスも税金によって成り立っています。つまり、私たちはまだ税金を払っていないくても、すでに「税の受益者」として大きな恩恵を受けて生活しているのです。

さらに視野を広げてみると、税金は未来の社会にも深く関わっています。現在の日本では少子高齢化が進み、医療や年金、介護に多くの税金が必要

要になっています。今後、社会を支えるのは、まさに若い世代である私たちです。大人になって働くようになれば、納税者としての役割を果たし、高齢者や子どもたちを支える責任を担うことになります。税金は単なる負担ではなく、「社会を維持するための分かち合い」なのだと思います。

では、若い世代として税金にどう関わることが大切なのでしょう。僕は「知り、考え、参加すること」だと考えます。まず税の仕組みを知ること。税金には所得に応じて負担が変わる「所得税」や、誰でも同じ割合を払う「消費税」など、さまざまな種類があります。

それぞれの税には「公平に負担を分け合う」という考えがあることを理解することが大切です。次に自分なりに税の使い道について考えること。たとえば、教育や環境保護、防災など、社会を良くするためにどのように税を使ってほしいか、意見を持つことが重要です。そして最後に、将来は投票や社会活動を通して、自分の考えを反映させていくことが「参加する」ということだと思います。税金は、私たちの生活を支え、将来の社会を形づくる大事な仕組みです。だからこそ、若いうちから税について学び、考え、責任を意識することが必要だと思います。税金と聞くと難しい言葉に思えますが、その本質は「みんなで助け合い、未来をつくる力」なのです。僕はこれからも税の意味を意識し、社会の一員として自覚をもちながら成長していきたいと思っています。



☆練馬都税事務所長賞

『これからの明るい日本を担う私たち』

練馬区立大泉第二中学校 三学年

村山 漣

私は以前英語の教科書を片付けるときに、教科書の裏表紙に、ある文章が書かれていることに気が付いた。「この教科書は、これからの日本を担

う皆さんへの期待を含め、税金によって無償で支給されています。大切に使いましょう。」と書かれていた。気になって他の科目の教科書の裏表紙も見てみると、多くのものに同じような文章が書かれていた。

後日、インターネットを使って、公立中学校の生徒の一人当たりの年間教育費負担額を調べてみた。すると、約百万円だということが分かった。私はこの数字に衝撃を受けた。一人当たりでこれだけの金額ということは、一体全国ではいくら負担されているのだろうか。想像がつかないほどである。もちろん税によって負担されているのは教育費だけではない。安全に道路を渡るためにある信号機も、子供たちの遊び場である公園も、税のおかげで作られている。私たちが納めた税は姿を変えて、身の回りのあらゆるところに潜んでいるのである。

近頃、「増税」という言葉をよく耳にする。私は増税の原因は私たちの暮らしにあると思う。例えば、一九番通報したら救急車が無償で駆け付けてくれるのは税のおかげである。救急車が無償で駆け付けてくれることは世界的に見て、とても珍しいものだ。と学校で教わった。しかし、無償ということを悪質に利用しようとした、「蚊に刺されたかゆい」「タクシーの代わりに来てほしい」などといった緊急性の低い理由で救急車を要請する人も現代社会には存在している。救急車が一回出動するのに必要な金額は約四万円である。もし、このような理由で救急車が出動したら、果たして税が正しく使われたと言えるだろうか。これは一例に過ぎないが、このようなことで税が無駄に使われ、増税せざるを得ない社会になってしまっているのではないかと思う。

文章冒頭でも述べたように、教科書の裏表紙には、「これからの日本を担う皆さんへの期待」と書かれていた。私はこの言葉を目にしたとき、ドキッとした。「これからの日本を担う」私にはまだその自覚が足りていないと思う。私は税についてまだまだ知らないことが山ほどある。だが、知っている知識は正しく活用する義務があると思う。また、もつと税について知ろうとする義務があると思う。これらが「これからの日本を担う」私たちの責務なのではないだろうか。そして、私はただ「これからの日本」を担うだけではないいけないと思う。「これからの明るい日本」を担うと言える

ようになるべきだと思う。

「税」この言葉が明るい日本を形成していく。だが、使い方によっては暗い日本を形成してしまう。どちらの日本を形成するか、それは私たちににかかっていると云って良いだろう。



☆練馬区長賞

『国民を支える税金』

練馬区立大泉中学校 三学年

保坂 莉央

私たちの生活に欠かせないものの一つに、「税金」があります。税金というと、大人がお給料から払うお金というイメージが強く、私たち中学生にはまだ関係がないように思えます。しかし実際には、買い物をするたびに消費税を払っているの、私たちがすでに税金と関わって生活しています。つまり税金は子どもも大人も含め、社会のすべての人と関わっている身近な存在だといえるのです。

では、なぜ税金は必要なのでしょう。税金は国や地域が私たちの暮らしを守るために使う大切なお金です。例えば道路や橋、公園や学校、病院などは私たちが自由に使っていますが、これらを作ったり直したりするには大きなお金がかかります。もし税金がなければ、その費用を一人一人が負担しなければならず、とても生活できないでしょう。さらに警察や消防の活動にも税金は欠かせません。これらは「いざというとき」に私たちが守ってくれる存在であり、安心して暮らすために必要です。つまり税金は、社会全体で協力し合うための仕組みだといえます。

私は、税金には「みんなで分け合うやさしさ」があると思います。お金に余裕のある人もない人も同じ社会で暮らす以上、少しずつ負担を分け合うことは大切です。特に病気や事故など誰にでも起こり得る困難を乗り越えるために税金は役立ち

ます。例えば救急車を無料で使えるのも税金のおかげです。有料であれば命を守れない人も出てくるでしょう。そのため、税金は命を守る盾のようだと感じます。

一方、不満や疑問もあります。消費税はすべての人から同じ割合で取られるため、収入の少ない人ほど負担になります。また、政治家が税金を不正利用しているというニュースを見ると正しく使われているのか不安になります。税金の不正利用は協力してお金を納める国民への裏切りです。税金はもつと透明で正しく使われるべきだと思います。税金は私たち中学生にとっても遠い存在ではありません。これから成長して大人になり、本格的に税金を納める立場になったとき、税金を「取られるお金」ではなく「みんなの生活を支えるためのお金」だと理解することが大切です。

税金について考える中で、想像以上に私たちの生活が税金によって守られていることが分かりました。私は将来、「不満」ではなく「安心」をより感じられる社会であってほしいです。そのため、税金がよりよい社会づくりにつながるように正しく使われることを望みます。

また、私たちが政治や選挙に関心を持つこともよりよい社会づくりにつながります。自分の意見を持ち、選挙などでそれを発揮することでより国民の希望に沿った政治になります。そのため、今から政治や税金に関心を持ち、自分にできることを考えていきたいです。



☆練馬区議会議員賞

『税金で作られる盾』

練馬区立石神井中学校 三学年

飯島 愛実

「私は、大きな地震が起きたり、台風が来たしたりした時に、テレビでアナウンサーが「復旧作業は税金でまかなわれている」と話しているのを見たことがあります。その時まで、私は税金という言

葉を「大人が払うお金」くらいにしか考えていませんでした。しかし、映し出された映像には、壊れた道路を直す作業員の方や避難所で毛布を受けとる人々の姿があり、その費用が税金でまかなわれていると知りました。

もし、自分の町が大きな災害や台風に襲われたら、学校の体育館が避難所となり、たくさんの方が集まります。毛布や水、非常食が配られ、医師や看護師の方が人が手当てをしたり、作業員の方が倒れた電柱や壊れた道路を直したりしてくれます。それらはすべて、普段から集められている税金に支えられています。私たちは日常の中で、そうした準備の存在に気づくことはほとんどありません。けれど、いざという時、そのありがたみが一気に目の前に現れるのだと思います。

一方で、もし税金がなかったら、壊れた道路は直せず、避難所に十分な毛布や食料が届かないかもしれません。電気や水道の復旧が遅れ、寒さや暑さの中で過ごさなければならぬかもしれません。そんな状況では、人々の不安な気持ちや危険は何倍にもなるでしょう。

税金は、平和な日常を支えるだけでなく、突然の災害から私たちを守る「見えない盾」だと思います。その盾は一人では作ることができません。しかし、みんなが税金を少しずつ出し合うことで、大きく、強くなると思います。

私の姉は、静岡県三島市に住んでいます。この地域は南海トラフ地震が起こった際に津波の被害にあう可能性があります。もしそんな災害が本当に起きたら、姉やその周りの人たちの命を守るためにも、税金による迅速な支援が必要だと強く感じます。

私は将来、大人になって働き始めたら、この盾をより強くできるような人になりたいと思います。自分が納めた税金が、困っている誰かを守り、安心を届ける力になってほしいです。いつか本当に災害に直面した時、私は税金のおかげで助けられるかもしれません。その時は感謝の気持ちを忘れず、今度は誰かを守る人になりたいです。

これからも、ニュースで災害の映像を見たときは「見えない盾」のことを思い出したいです。そして、私もその盾を支える側になれるように頑張りたいです。

☆練馬区教育委員会教育長賞

『その一冊は期待の証』

練馬区立大泉学園中学校 三学年

染谷 木菜

全ての小中学校の教科書にはこんな言葉がある。「この教科書は、これからの日本を担う皆さんへの期待をこめ、税金によって無償で支給されています。大切に使いましょう。」私がこのことを知ったのは、ある日の先生とクラスメイトの会話からだった。一人のクラスメイトが教科書を粗末に扱っていると、先生が「教科書の裏に書いてあるように、この教科書にはみんなへの期待があつて税金によって無償で配られているから大切にしないさい。」と言った。小学校に入学してからいつも当たり前のように目の前にあつた教科書。そんな教科書が税に関係しているとはどういうことなのか。このとき、初めて「税」に関して関心が芽生えた。

この作文を書くにあたって教科書の無償化の歴史を調べていると、明治時代に「学制」が始まってから敗戦後十五年近く経つまで、教科書は無償ではなかった、という記事を見つけた。当時、差別を受けていた被差別部落の母親達は仕事に恵まれず、一日働いて三百円という厳しい状況の中、当時の小学校の教科書は七百円、中学校の教科書は千二百円で親達にとってはかなりの負担だったという。そこで、母親達は学校の教師と共に憲法を学習し、「能力に応じて等しく教育を受ける権利を有する」ということを学び、これを無償とする権利を求めて働きかけをした結果、義務教育での教科書の無償化を実現させた。今、自分達が無償で教科書を使えているその背景には、差別と貧困で苦しめられてきた被差別部落の人々のこのような戦いがあつたのだ。この記事を読んで、無償で教科書を使えていることは普通ではないということに再認識した。

自分達がこうして無償で教科書を使えているのは誰もが平等に「勉強して良い権利」をもっているということだ。今となつては生まれた環境による差別が無く誰もが勉強できる権利を享有している。そして、その分誰かが期待されている未来の社会を担う一員として自覚をもつべきだということでもあると思う。今現在では高校の授業料の無償化など更なる教育の促進が進んでいる。そんな大人達の試みは私達学生にとって、とてもありが

たいことだ。だから私は、この教科書に込められた期待の思いや願いを受け取って、将来、また次の世代にとって良い教育が受けられる機会や環境を整えるための「税」を納められる大人になりたいと思う。



☆練馬西納税貯蓄組合連合会長賞

『未来へ夢を』

練馬区立上石神井中学校 三学年

新井田 歌音

私はこの八月、練馬区立中学校生徒海外派遣団として練馬区の姉妹都市であるイブスウィッチ市を八日間訪問しました。自己負担額はなんと八日間で四万円です。今回の海外派遣に実際にかかった金額は分かりませんが、実際にかかる費用は数十万円だそうです。シンガポールの日本人学校に通っている友人は同じプログラムで百六十万円がかつたと聞いて驚きました。もし、この金額を全額自己負担となると家族の話合いで断念していたと思います。改めて税金でこの海外派遣を支えてくださり本当に感謝しております。

しかしながら、私は今回の海外派遣を決して安く行けたからありがたいと思っただけの話ではありません。このような貴重な経験を中学生という時期にさせて頂けたこと、この経験そのものが私の人生の中で何にも代えられない宝物になったということです。現地での授業風景、タイムスケジュール、生徒と先生の関係性、自由の中に個性を尊重する光景すべてが衝撃的であり、日本の公立の学校のように一律に全員同じカリキュラムではなく、生徒が自ら興味があることを選択し追及する姿勢が自然に身につけていること、学校がそれを尊重していることに驚きました。小学校から大学まで入試という制度がなく伸び伸びと自らの関心を育てていく行程にも驚かされました。イブ

スウィッチ市で出会った同世代の子たちは、私もずっと堂々と自分の意見をはっきりと言え、私たち派遣生への対応も見事で優しさにあふれ、さりげなくサポートしつつたくさん話しかけてくれ、根気強く話を理解しようとしてくれたことすべてが大人っぽく立派でした。異国の地で学び育つことはこれまで大きな違いをもたらすということを実感しました。

この経験を経るまでは、私は普通に三年間高校生活を送り大学に進学するつもりでした。ですが、私は今、新しい目標を持てました。それは高校一年次に一年間留学することです。中学生である今、このような経験をさせて頂けたからこそ持てた目標です。私は小学校の頃から日本の伝統工芸に興味があり、切り硝子、機織り物、陶芸等を体験し今でも習っています。私の夢はこのような多くの日本の伝統工芸を世界中の文化とかけ合わせ、さらなる素晴らしいものをつくりあげ国境を越え多くのの人に喜んで使ってもらふことです。その夢へは、自国のみならず他国の文化をより多く学ぶことが必須です。その夢への明確な次の目標を持たせていただき心より感謝いたします。

私は多額の税金を使わせていただきこのような経験を待たせたことへの感謝を忘れず、決して無駄にせず、夢を叶え、立派な大人になり、今度は私の税金で次の世代の子供たちがこのような機会を持てるよう、財政に余裕ができるよう納税し恩返ししたいと思います。このことを常に胸に刻み、人生を歩んでいきます。



税務署からのお知らせ

令和8年5月 から 税務署窓口 での
納税証明書の請求・受取 の受付は

9時～15時



までにご利用いたします

自宅等から

電子納税証明書(PDF)を請求できます。
自宅やオフィスから請求・受取ができますので
是非ご利用ください！

step 1 自宅やオフィスで請求

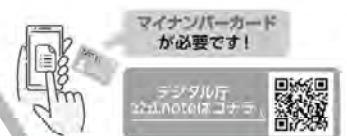
e-Taxホームページからログイン
メインメニューの「申請・納付手続を行う」を選択し、「納税証明書の交付請求(電子交付用)」を選択。
※e-Taxを初めてご利用になる場合は、アカウントの作成が必要です。



step 2 電子申請

必要事項を入力して送信
マイナンバーカードを読み込んで電子署名を付与。

マイナンバーカード及び電子証明書の有効期限にご注意ください。
有効期限を過ぎた場合、e-Tax 手続やマイナ保険証としての利用などができませんので、お早めに更新手続をお願いします。
有効期限や更新手続等の詳細は、デジタル庁公式noteをご確認ください。



step 3 電子発行・受取

メッセージボックスに
手数料の案内が格納されます。
インターネットバンキング等で
手数料納付後、納税証明書(PDF)を
ダウンロードできるようになります。



窓口受取

※ 法人の場合、代表者本人のマイナンバーカード以外に「商業登記電子証明書」等の電子証明書を利用して申請することができます。

- ✓ 事前にオンライン請求をお願いいたします。
 - ✓ 窓口での請求は、原則、スマホでの手続きをご案内しています。
- ※ 利用者識別番号(16桁)と暗証番号をご確認の上、マイナンバーカードをご持参ください。

オンライン申請



e-Tax(Web版)

税務署提供

都税だより

■認定長期優良住宅を新築し、2月2日(月)までに申告された場合、固定資産税が減額されます

令和8年3月31日までの間に、一定の要件を満たす認定長期優良住宅を新築した場合、固定資産税が減額されます。減額を受けるには申告が必要です。住宅が新築された年の翌年(1月1日新築の場合はその年の1月31日(土・日・祝日等の場合は翌開庁日)までに、当該住宅が所在する区にある都税事務所へ申告してください。

*減額の対象となる住宅

要件として①令和8年3月31日までの間に新築された住宅であること、②「長期優良住宅の普及の促進に関する法律」に規定する認定長期優良住宅であること、③居住部分の床面積の割合が当該家屋の2分の1以上であること、④1戸あたりの床面積が50㎡以上280㎡以下であること(ただし、一戸建て以外の貸家の用

に供する住宅については、40㎡以上280㎡以下)、が必要です。

*減額される期間・税額

新たに固定資産税が課税される年度から5年度分(3階建て以上の耐火・準耐火建築物については7年度分)、当該住宅の固定資産税額(居住部分で1戸あたり床面積120㎡相当分までを限度)の2分の1が減額されます。

※長期優良住宅の認定を受けるためには、事前に申請が必要です。認定基準、認定を受けるための手続きなどは、区役所へお問い合わせください。

■住宅用地の申告はお済みですか？(23区内)

1月1日現在、住宅の敷地として利用されている土地(住宅用地)については、固定資産税・都市計画税(23区内)が軽減されます。

次の①～⑥のいずれかに該当する場合には、申告が必要です。

- ① 住宅を新築・増築した場合
- ② 住宅の全部または一部を取り壊した場合
- ③ 住宅を建て替える場合
- ④ 家屋の全部または一部の用途(利用状況)を変更した場合
- ⑤ 土地の用途(利用状況)を変更した場合
- ⑥ 住宅が災害等の事由により滅失・損壊した場合

①から⑥の場合は「固定資産税の住宅用地等申告書」、⑥の場合は「固定資産税の被災住宅用地等申告書」に必要事項をご記入の上、令和8年

2月2日(月)までに、お持ちの土地が所在する区にある都税事務所の土地班に提出してください。

期限間近になりますと、窓口が混雑しますので、お早めに申告をお願いします。

詳しくは、お持ちの土地が所在する区にある都税事務所の土地班までお問い合わせください。

■1月は固定資産税(償却資産)の申告月です(23区内)

固定資産税は、土地や家屋のほか、償却資産(構築物、機械、器具、備品等の事業用資産)についても課税の対象となります。

令和8年1月1日現在、23区内に償却資産を所有している方は、申告が必要です。令和8年2月2日(月)までに、資産が所在する区にある都税事務所に申告してください。期限間近になりますと、窓口が大変混雑しますので、お早めに申告をお願いします。

また、償却資産の申告には、電子申告(eLTAX…エルタックス)もご利用いただけます。詳しくは、eLTAXホームページをご覧ください。

【お問合せ先】

東京都練馬都税事務所
〒176-8511

練馬区豊玉北6-13-10
TEL 3993-2261 (代)

eLTAX
ホームページ



都税がスマホ決済アプリで納付できます

- おうちで今、納付できます！
- スマホ決済アプリで納付書の地方税統一QRコード(eL-QR)を読み取るだけで納付ができます。



納付書の下部にeL-QRが掲載

注意事項

- 領収証書は発行されません。
- 納付手続完了後に納付を取り消すことはできません。
- eL-QRのない納付書については、上記の方法で納付できません。

詳細は、東京都主税局HPをご確認ください。

※上記の方法でも利用できるスマホ決済アプリは地方税共同機構HPをご覧ください。
※1割あたりの徴収金額が30万円までの納付書では、スマホ決済アプリでバーコードを読み取ることで納付できます。
※利用できるスマホ決済アプリは東京都主税局HPをご覧ください。
※QRコードは(仮)デジタルウォレットの登録が必要です。

固定資産税・都市計画税の納税には、安心便利な口座振替をご利用ください。

口座振替は、預貯金口座から納期の末日(納期限)に自動的に納税できる制度です。「Web口座振替申込受付サービス」では書類の記入や押印、郵送の必要がなく、簡単に口座振替の申込みができます。詳しくは主税局ホームページの専用サイトをご覧ください。

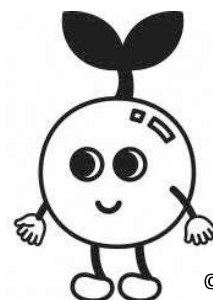
<口座振替のお問い合わせ先>
主税局徴収部納税推進課
(03-3252-0955)



芽吹かせよう ありがとうの和



JA東京あおば



©たねりん

石神井支店

電話 03 (3995) 4121

大泉支店

電話 03 (3925) 3111

関町支店

電話 03 (3920) 4128

石神井地区アグリセンター

電話 03 (3995) 4955

大泉地区アグリセンター

電話 03 (3925) 3112

新鮮野菜販売中

とれたて村石神井

電話 03 (3995) 3132

ファーマーズショップこぐれ村

電話 03 (3925) 3113

ご進物・ご贈答・ふるさとへのお土産に

東京銘菓

惣兵衛最中

和菓子処

㊤ あわ家惣兵衛

東京都練馬区大泉学園町 7-2-25

電話 03-3922-3636

FAX 03-3922-1948

ポリ袋各種小売しております

45・70・90L ゴミ袋各種 / レジ袋 / 規格袋 / 傘袋 / 鉢袋

※箱単位にて承ります



オーダーガイド承ります



営業時間

9:00~17:00 土日祝日休み

井口ポリエチレン株式会社

ご注文・お問い合わせ

03-3920-3131

<http://www.iguchi-poly.jp>

区税だより

練馬区役所代表番号

☎ 03-3993-1111

■個人住民税の申告期限は

3月16日(月)です

申告はお早めに！

☆住民税の申告

令和8年1月1日現在、区内にお住まいの方で、令和7年中に所得があった方は住民税の申告が必要です。

ただし、つぎの①または②に該当する方は、申告が不要となります。

①税務署に確定申告をする方

②令和7年中の所得が給与所得・公的年金等に係る雑所得のみで、支払先から練馬区へ給与支払報告書・公的年金等支払報告書が提出されている方のうち、控除内容に変更・追加(医療費控除など)がない方

※所得がなかった方でも、国民健康保険・後期高齢者医療制度・介護保険などの算定(減額等)の資料となるほか、非課税証明書の交付などの手続が必要となる場合がありますので、住民税の申告をお勧めします。

☆住民税申告書の発送

前年に住民税の申告をされた方など

には、税務課から申告書をお送りします。(2月2日(月) 発送予定)

申告書が必要な方で、届かない場合は、ご連絡ください。

☆マイナンバーの記載を忘れずに

住民税の申告には、マイナンバーの記載および本人確認書類の提示または写しの提出が必要です。

☆申告に必要なもの

①住民税申告書

②収入や経費の明細

③控除額が分かるもの(医療費控除の明細書、生命保険料・地震保険料などの証明書、国民年金保険料の控除証明書・領収書、社会保険料などの支払金額の分かるもの)

④マイナンバーおよび本人確認書類

☆申告受付場所

●練馬区役所本庁舎(4階税務課)

●石神井庁舎(5階)

●早宮地域集会所(2階)

●上石神井南地域集会所(3階)

●東大泉中央地域集会所(2階)

●大泉北地域集会所(3階)

●光が丘区民センター(2階)

●関区民センター(2階)

※ご注意 申告受付日時は各会場により異なりますので、必ず税務課へお問合せください。

〔お問合せ先〕

練馬区役所税務課

区税第一く第四係

電話5984-4537(直通)

☆申告は郵送・電子申告が便利です

申告受付会場は大変混雑するため、郵送での申告が便利です。発送した申告書に同封している返信用封筒(切手不要)にてご返送ください。

また、令和8年度住民税からスマートフォンやパソコンで、マイナンバーカードを利用して申告ができます。詳しくはエルタックスホームページ(<https://www.elax.lg.jp>)をご覧ください。

■事業者(給与支払者)のみなさまへ

電子申告「エルタックス(ELTAX)」のご案内

給与支払報告書を「エルタックス(インターネットによる電子申告)」で提出することができます。なお、エルタックスで提出した事業者は、住民税の特別徴収に係る税額通知について、電子データでの受取も選択できます。詳しくはエルタックスホームページ(<https://www.elax.lg.jp>)をご覧ください。

■個人住民税の課税(非課税)証明書・納税証明書の発行について

ご本人確認ができるものをご持参ください(マイナンバーカード・運転免許証等)。

☆区の窓口での証明書交付

税務課では平日午後5時まで、各区民事務所では平日午後7時まで交付します(年末年始を除く)。

ます(年末年始を除く)。

また、練馬区民事務所のみ毎週土曜の午前9時から午後5時まで交付します(祝休日・年末年始を除く)。

☆平日夜間・土日・祝休日(要予約)

事前に電話で予約の上、夜間休日窓口(区役所西庁舎1階)で証明書をお渡しします(年末年始を除く)。

☆郵便局での交付

区内11か所の郵便局で証明書を交付しています(受付時間等詳しくは、わたしの便利帳、または練馬区公式ホームページをご覧ください)。

☆コンビニエンスストア等での交付

マイナンバーカードをお持ちの方は、コンビニエンスストア等のマルチコピー機で証明書を取得できます。時間は、午前6時30分から午後11時までです。

☆郵送申請・オンライン申請

申請の受付後、証明書を現住所地向けに郵送します。なお、オンライン申請は、マイナンバーカードが必要です。

詳しくは、練馬区公式ホームページをご覧ください。

〔夜間休日窓口〕利用の予約先

練馬区役所税務課

税証明・軽自動車税担当

電話5984-4536(直通)



思いを預かる。思いをつなぐ。

きらぼし銀行

\\ 地域のために頑張ります。お気軽にご相談ください。\\

上石神井支店

TEL 03-3929-8811

上石神井北支店

TEL 03-3920-1581

練馬区上石神井2-34-12〈ランチ・イン・ランチ(店舗内店舗)方式で営業〉

ご葬儀



法事

感謝のセレモニー

ヨ イ セ レ モ ニ ー

マキノ祭典 0120-41-7062

本社:東京都練馬区上石神井4-9-24 営業所:東大泉 サロン:大泉学園町・大泉学園駅前・石神井公園駅前

マキノ祭典

検索

一般歯科 小児歯科 矯正歯科 入れ歯 インプラント 審美歯科

医療法人社団康志会

大泉学園三丁目歯科

住所 〒178-0061 東京都練馬区大泉学園町3-11-17 P 駐車場完備
ホームページ <http://www.koshikai.net/>

	月	火	水	木	金	土	日	祝
AM 9:30~13:00	○	○	▲	×	○	○	■	×
PM 15:00~18:30	○	○	●	×	○	◆	◆	×

▲... 11:00~14:30

◆... 14:30~17:00

●... 16:30~20:00

■... 10:00~13:00

お電話でのご予約お問い合わせは



03-3923-8249

小松電気工事株式会社

代表取締役 小 松 隆 浩

東京都練馬区上石神井1-5-16
TEL 3920-1367
FAX 3928-2131

練馬西間税会

会 長 加 藤 浩 一

東京都練馬区東大泉6-34-1
TEL 3922-2917

公益社団法人 練馬西法人会

会 長 高 橋 利 充

事 務 局 東京都練馬区東大泉6-47-15
〒178-0063 TEL 3923-7272(代)
FAX 3923-7285銀座 山形屋 オーダーメイドスーツ-1世紀
TOKYO SINCE 1907
MADE IN JAPANへのこだわり

◎メンズオーダー

職人管理のもと、1工程ずつ丁寧に仕上げていくオーダー

◎レディースオーダー MYSTANA

パターンオーダーを超えたパターンオーダー

〒178-0061
東京都練馬区大泉学園町3-1-41 フローラルティアラ大泉1F
TEL03-5387-7883 10:00-20:00

明治堂印刷株式会社

代表取締役 井ヶ田 洋 亮

埼玉県入間市河原町5-13
TEL 04-2964-2944(代)
FAX 04-2964-2945

練馬西納連名誉会長

加藤農園

(イチゴ・野菜・ステビア栽培、販売)

加 藤 和 雄

東京都練馬区大泉学園町2-27-59
TEL 3921-1164
TEL 3927-4757

練馬西納連会長

株式会社 町田硝子店

町 田 光

東京都練馬区上石神井3-28-12
TEL 3928-1101
TEL 3928-1112

ご協賛ありがとうございます

〓 賛助会員様 〓

このページはご協賛いただいた皆様を
掲載させていただいております。
ご協賛いただける方は当事務局までご
連絡よろしく願います。

練馬西納連副会長

丸芳木材株式会社

佐 藤 尚 武

東京都練馬区関町東1-3-17
TEL 3920-7849

練馬西納連副会長

有限会社 内堀商事

内 堀 満

東京都練馬区西大泉6-15-11
TEL 3924-4104

練馬西納連副会長

高橋ベリィガーデン園主

高 橋 正 悦

東京都練馬区南大泉3-25-6
TEL 3924-3205

お酒のご用命は

上原酒店へ

東京都練馬区上石神井2-19-17
TEL 3920-7146

申告・税務調査等のご相談は

たつぐち

竜口税理士事務所へ

東京都練馬区上石神井2-12-15-108
TEL・FAX 03-5991-9867
携 帯 080-8497-3047

連合会の動き

7年4月3日 監査会

5月8日 定例執行部会

5月22日 練馬西納連 第35回定期総会
(勤労福祉会館)

6月5日 定例執行部会

6月16日 東総連第69回定期総会(上野精養軒)

6月20日 各中学校へ作文依頼

7月10日 東総連 青年部・女性部合同研修会

7月16日 定例執行部会

7月16日 税務署新幹部との名刺交換会

(練馬西税務署)

7月25日 地区連合会長及び地区連福利共済

部長合同会議(上野精養軒)

8月7日 税務六団体主催「合同意見交換会」
(勤労福祉会館)

9月8、9日 作文一次審査会(練馬西税務署)

9月12日 定例執行部会

9月24日 作文最終審査会(練馬西税務署)

10月3日 東総連作文審査会(上野精養軒)

10月3日 定例執行部会

10月1日 東京都知事表彰

10月2日 内堀 満副会長

10月2日 納税キャンペングッズ準備

(練馬西税務署)

10月16日 城西地区協議会

(板橋区立文化会館)

10月23日 納税キャンペン

(大泉学園駅前)

10月29日 東京都主税局長表彰

11月6日 金山 友也副会長

11月6日 定例執行部会(練馬西税務署)

11月6日 「税を考える週間」特別講演

講師…練馬西税務署長

11月13日 川村 貴史様

11月13日 納税表彰式

11月21日 署長感謝状 竜口 博至 監事

11月21日 練馬都税事務所長感謝状

12月4日 橋本奈津子 監事

12月4日 定例執行部会

12月16日 小中学生「税の作品」合同表彰式
(ゆめりあホール)

12月18日 一日税務署長(練馬西税務署)

12月16日 練馬西納連 賀詞交歓会

12月16日 (勤労福祉会館)

12月16日 東総連 納貯功労者表彰式

1月23日 賀詞交換会(上野精養軒)

住みやすい家づくりを、
太平建設がお手伝いいたします。
 ～『人と暮らし』を主役とした住まいづくり～

注文住宅

土地活用

耐震
リフォーム

一級建築士事務所 東京都知事(14)第23221号 建設業許可 東京都知事(特-4)第65754号

ZEHビルダー公募登録事業者



株式会社**太平建設**

〒177-0052 東京都練馬区関町東1-10-9

お問い合わせ ☎ **03-3928-4173**



URL: <https://www.ktaihei.com>

E-mail: ktaihei@oak.ocn.ne.jp

太平建設

検索

御料理仕出し専門
 (創業昭和15年)

◆ お祝い ◆

誕生日、出産祝い、お食い初め、節句
 七五三、成人祝い、結納、母の日・父の日
 長寿祝い、新居祝い

◆ パーティー ◆

◆ 法事 ◆



会席



寿司



大鯛焼



ケータリングパーティーUOISA



魚伊三®

TEL 03-3920-1260 (代)

FAX 03-3920-1399

ご利用に応じたカタログご希望の方送付いたします。

うおいさ

検索



災害に強い街づくりをお手伝い
 地域のために この街のために そして、あなたのために

西京信用金庫は東京都と連携した
 政策特別融資「西京防災対策」の
 取扱いを開始しました

地域のために この街のために そして、あなたのために

西京信用金庫

大泉支店

TEL 3921-1211

ホームページ…<http://www.shinkin.co.jp/saikyo/>